

# 令和5年度税制改正(所得税)の主な内容

## 1. NISAの抜本的拡充・恒久化

若年期から高齢期に至るまで、長期・積立・分散投資による継続的な資産形成を行えるよう、非課税保有期間を無期限化するとともに、口座開設可能期間については期限を設けず、NISA制度を恒久的な措置とする。

あわせて、個人のライフステージに応じて、資金に余裕があるときに短期間で集中的な投資を行うニーズにも対応できるよう、年間投資上限額を拡充する。

### ■ <新NISA制度の概要>

項目	改正後の制度
対象者	居住者等(18歳以上)
年間投資上限額	①つみたて投資枠 年120万円 (旧制度では「つみたてNISA」年40万円)
	②成長投資枠 年240万円 (旧制度では「一般NISA」年120万円)
	改正後の制度から、①・②の両枠の併用が可能となり、 最大年360万円
生涯の非課税限度額	①・②の両枠合計で1,800万円 (うち、②の成長投資枠は1,200万円が限度)
非課税期間	無期限化
投資可能期間 (口座開設可能期間)	令和6年1月1日以降～(恒久化)
投資可能商品	①つみたて投資枠 一定の公募等株式投資信託(注1)
	②成長投資枠 一定の上場株式等、公募等株式投資信託(注2)

(注1) 長期の積立、分散投資に適した投資信託であるものとして、金融庁に届出がされているものに限る。  
(改正前の「つみたてNISA」と同じ)

(注2) 上場株式等のうち、整理銘柄として指定されているもの、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定めるもの等を除く。また、公募等株式投資信託にあっては、その投資信託約款において信託契約期間を定めないこと等の一定の定めがされているものに限る。

### ■ <改正前のNISAの取扱い>

・改正前の一般NISA(年間投資上限額120万円)、及びつみたてNISA(年間投資上限額40万円)の投資可能期間は令和5年12月31日までとし、非課税口座内にある商品については、新制度における非課税限度額の枠外で、現行の取扱いを継続する。

・ジュニアNISAの投資可能期間は令和5年12月31日までとされ、非課税保有期間(最長5年間)が終了した商品は、原則として18歳に達するまで自動的に継続管理勘定(非課税)へ移管される。

## 2. 極めて高い水準の所得に対する負担の適正化

高所得者ほど、所得に占める、税率の低い株式の譲渡所得や土地建物の譲渡所得の割合が高いことから、所得税の負担率が低下するという逆転現象が発生している。税負担の公平性の観点から、極めて高い水準の所得について、最低限の負担を求める措置を導入する。

### 【最低負担額の計算式】

$$(\text{基準所得金額※} - 3.3 \text{億円}) \times 22.5\% \quad (\text{令和7年分の所得税から適用})$$

最低負担額が、**基準所得税額(※)**を超える場合には、差額金額に相当する所得税を課す。

(※)上記の「**基準所得金額**」とは、その年分の所得税について申告不要制度を適用しないで計算した合計所得金額(その年分の所得税について適用する特別控除額を控除した後の金額)をいう。

また、上記の「**基準所得税額**」とは、その年分の基準所得金額に係る所得税の額(分配時調整外国税相当額控除及び外国税額控除を適用しない場合の所得税の額とし、附帯税を除いた額)をいう。

## 3. ストックオプション税制の権利行使期間の拡充

ストックオプション制度とは、将来の一定期間(権利行使期間)に、事前に決められた価額(権利行使価額)で会社の株式を取得することができる権利(新株予約権)を、役員や従業員に対して付与し、権利行使期間等の税制適格要件を満たした場合には、新株予約権の行使によって株式を取得した場合の経済的利益について所得税を非課税とする(課税を繰り延べる)制度である。

今回、一定の株式会社については、権利行使期間が延びるが、適用時期は未定である。

		改正前	改正後
権利行使期間	一定の株式会社(※)	付与決議の日から2年超かつ10年以内	付与決議の日から2年超かつ <b>15年以内</b>
	上記以外	同上	同左

※上記の「**一定の株式会社**」とは、

- ・設立の日以後の期間が5年未満の株式会社で、
- ・金融商品取引所に上場されている株式等の発行者である会社以外の会社をいい、
- ・その他の要件あり